# ＜意見書（医師記入）＞

**意 見 書**（医師記入）

 ほづみこども園施設長 殿

 入所児童氏名

 年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 麻しん（はしか）※ |
|  | インフルエンザ※ |
|  | 新型コロナウイルス感染症※ |
|  | 風しん |
|  | 水痘（水ぼうそう） |
|  | 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） |
|  | 結核 |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱）※ |
|  | 流行性角結膜炎 |
|  | 百日咳 |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） |
|  | 急性出血性結膜炎 |
|  | 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。年 月 日から登園可能と判断します。

 年 月 日

 医療機関名

 医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

表８ 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  感染症名  |  感染しやすい期間（※）  |  登園のめやす  |
| 麻しん（はしか） | 発症１日前から発しん出現後の４日後まで | 解熱後３日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24 時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後５日経過し、かつ解熱した後２日経過していること（乳幼児にあっては、３日経過していること） |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後５日間 | 発症から５日間経過し、かつ症状軽快後１日を経過すること |
| 風しん | 発しん出現の７日前から7日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現１～２日前からか痂皮（かさぶた）形成まで | かすべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| じ か せ ん 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | じ か せ ん 発症３ 日前から耳下腺腫ちょう脹 後４日 | じ か せ ん がっ かせん ぜっ かせん ちょう耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫 脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| いんとう咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること |
| かく流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| せき百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、せき咳出現後３週間を経過するまで | せき特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） | － | 医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、せつトイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| ずい侵襲性髄膜炎菌感染症ずい ずい（髄膜炎菌性髄膜炎） | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

# ＜登園届（保護者記入）＞

**登 園 届** （保護者記入）

ほづみこども園施設長殿

 入所児童名

 年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 溶連菌感染症 |
|  | マイコプラズマ肺炎 |
|  | 手足口病 |
|  | 伝染性紅斑（りんご病） |
|  | ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等） |
|  | ヘルパンギーナ |
|  | ＲＳウイルス感染症 |
|  | 帯状疱しん |
|  | 突発性発しん |

（医療機関名） （ 年 月 日受診）において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月日より登園いたします。

年 月 日

 保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

表９ 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間 | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | せき発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | ほう かいよう手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | ほう かいよう発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（りんご病） | 発しん出現前の１週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | おう嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要） | ほう かいよう発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ＲＳウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| ほう帯状疱しん | ほう水疱を形成している間 | かすべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 突発性発しん | － | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。